

投資促進等WG説明資料

(出入国管理カードの在り方の見直し)



平成28年2月16日

法務省入国管理局

目次

1. 制度の概要
2. EDカードの見直しについて
3. ホットラインへの提案に対する対応の方向性

1. 制度の概要

外国人出入国記録について

出入国管理及び難民認定法において、本邦に上陸しようとする外国人は、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならないこととされ、また、出国しようとする外国人は、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならないとされている。

法務省令においては、上陸又は出国の意思等を簡便かつ明示的に表明・確認するため、外国人出入国記録（以下「EDカード」という。）を提出することを定めている。

関係法令（関係部分抜粋）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

（上陸の申請）

第6条2項 外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

（出国の手続）

第25条 本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人（乗員を除く。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）

（上陸の申請）

第5条 上陸の申請をしようとする外国人は、別記第6号様式（略）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

（出国の確認）

第27条 出国の確認を受けようとする外国人は、別記第37号の18様式（略）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

（みなし再入国許可）

第29条の2 再び入国する意図の表明は、入国審査官に（略）再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第37号の19様式による書面を提出することによって行うものとする。

2. EDカードの見直しについて

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成27年法務省令第58号)により、EDカードの記載項目の変更及び削除等の見直し並びに出国EDカードの廃止を行った。

同省令は、平成27年12月28日に公布され、新様式のEDカードは、平成28年4月1日から施行予定。

EDカードの種類	改正のポイント
外国人入国記録	<ul style="list-style-type: none">・記載項目の削減・記載項目の変更・裏面の質問事項回答欄及び署名欄の移動
外国人出国記録	<ul style="list-style-type: none">・廃止
再入国出国記録	<ul style="list-style-type: none">・記載項目の削減・記載項目の変更・記載項目の追加・再入国の意思の表明欄の変更
再入国入国記録	<ul style="list-style-type: none">・記載項目の削減・記載項目の変更

現行EDカード

(表面)

外国人入国記録 ①				
氏名 (漢字)	氏	名		
国籍・地域		生年月日	日 月 年	男 ① 女 ②
現住所	国名	都市名	職業	
旅券番号			航空機便名・船名	
渡航目的	<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 商用 <input type="checkbox"/> 親族訪問 <input type="checkbox"/> トランジット <input type="checkbox"/> その他 ()			日本滞在予定期間
				年 月 日
日本の連絡先	〒			

裏面を見てください。

官用欄

(裏面)

以下の質問について、該当するものに を記入してください。

1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？

はい いいえ

2 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？

はい いいえ

3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？

はい いいえ

4 あなたは、現在、現金をいくら所持していますか？

以上の記載内容は事実と相違ありません。

署名

新様式EDカード

(表面)

外国人入国記録			
氏名			
生年月日	日 月 年	現住所	国名 都市名
渡航目的	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 商用	<input type="checkbox"/> 親族訪問
	<input type="checkbox"/> その他 ()		航空機便名・船名
日本の連絡先	Tel		
裏面の質問事項について、該当するものに☑を記入して下さい。			
1. 日本での退去強制歴・上陸拒否歴の有無		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 有罪判決の有無(日本での判決に限らない)		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3. 規制薬物・銃砲・刀剣類・火薬類の所持		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
以上の記載内容は事実と相違ありません。 署名 _____			

(裏面)

【質問事項】

1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？

2 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？

3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？

3. ホットラインへの提案に対する対応の方向性

入国審査の更なる迅速化・円滑化を目的として、昨年、出国EDカードの廃止を含む全面的な見直しを行ったばかりであり、まずは新様式のEDカードの円滑な運用に努める。

○ パソコンでのダウンロード

➡ EDカードには、それぞれ固有の番号が割当てされており、当該番号で管理をしているため、パソコン等から同じ様式のEDカードをダウンロードして用いることは困難。

○ EDカードの廃止

➡ 入国審査官は、上陸審査の際に提出されたEDカードから、外国人の渡航目的、滞在予定期間及び上陸拒否事由への該当性を瞬時に把握している。EDカードを廃止した場合、外国人は、これらの項目について、逐一、審査ブースにおいて適宜の方法で説明・立証しなければならない。かえって円滑な出入国手続に支障を来たすことが予想される。